

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【愛媛県松山市】							
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題							
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) ○ 国際交流協会、ボランティア団体、日本語支援員、関係教員などを構成員とする、運営協議部会ならびに研修会を実施した。研修会には、市教育委員会の担当指導主事も参加し、日本語教師として活躍しながら非営利国際交流ボランティア団体を運営している外部講師も招いた。 ○ 帰国・外国人児童生徒等の就学や転入があった場合、児童生徒の日本語の習熟度を学校が判断し、日本語支援員の配置が必要な場合には市教育委員会へ配置を要請し、市教育委員会が配置を決定する。配置が決定すると、学校が人材を確保し、年間600時間を上限として、児童生徒の日本語の習熟度や学校行事等を勘案しながら、フレキシブルに活用している。支援員の身分は有償ボランティアであり、謝礼は市教育委員会が支援実績に応じて直接本人に支払う方法となっている。 ○ 日本語支援員の対応言語は、英語、中国語、ネパール語、スペイン語、ポルトガル語である。							
2. 具体の取組内容 (1) 運営協議部会ならびに、研修会を実施し、アンケートの結果から日本語指導が必要な児童生徒に対する効果的な支援や課題の対応などについて検討した。 (2) 小学校1校に日本語指導加配教員を1名、日本語支援員を22校に49名配置した。校内の指導体制の連携強化と支援員の専門性の向上を図るために、関係者による打ち合わせ会や研修を実施した。 (3) 小学校1校に日本語加配教員を1名配置し、小学校2名の児童に対して「特別の教育課程」を編成した。配置校では、児童の日本語習得度に応じて取り出し指導や入り込み指導、日本語支援員と連携しながら教科での個別指導や学級担任とのT.T指導を行った。 (4) 松山市のホームページに取組概要を掲載するとともに、松山市国際交流協会で、関心のある者に本市の取組を説明した。さらに、各学校が松山市国際交流協会のホームページに日本語支援員の募集の掲載を依頼し、転入等の急を要する児童生徒の日本語支援につなげた。							
3. 成果と課題 (1) 既存の協議会で、校種や事業種を越えて協議することで、各機関での支援状況を共有するとともに、関係者の意識及び指導・支援の向上を図ることができた。日本語指導が必要な児童生徒が使用している母語が多様であり対応が難しいケースがあるが母語が理解できなくても、ICTの活用や「やさしい日本語」での対応など、様々な手段を活用してコミュニケーションをとりながら、日本語の指導や支援を行うことは可能であるため、より一層の研修の充実を図りたい。 (2) 各校で、校内の関係者がそれぞれの役割を果たしながら児童生徒の実態やニーズに応じた指導を行っており児童生徒が安心して学校生活を送ることができたが、指導体制の状況が各校様々であり、支援体制の状況を協議部会や研修会で共有、検討し、他校の好事例を自校に取り入れるなど、更なる指導・支援体制の充実を図っていききたい。 (3) 日常生活での日本語の習得が進み、主体的に学校生活を送る姿が見られるようになった児童でも、言葉のニュアンスの取り違いや、非言語情報を察知することなど、児童の実態やニーズに応じた指導・支援がより一層必要となるため、日本語支援運営協議会及び研修会で、各校の指導及び支援の状況を共有、検討し、更なる指導体制の構築を図っていく必要がある。 (4) 松山市ホームページへの事業の掲載や松山市国際交流協会へ出向いて本市の取組を説明したことで、より関心の高い方に状況を知ってもらい、年度途中の転入による学校の急な要望に応えることができた。							
本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等 (園)	小学校 (18校)	中学校 (4校)	義務教育学校 (校)	高等学校 (校)	中等教育学校 (校)	特別支援学校 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		2人 (1校)	0人 (0校)				

4. その他(今後の取組予定等)

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。